

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から44年3月まで
② 平成7年4月から8年3月まで

昭和40年10月から44年3月まで、ずっと同じ女性が集金に来て、国民年金保険料を納付していた。平成7年4月から8年3月までについては、震災の後に市役所で国民年金保険料免除の申請をしたにもかかわらず、免除になっていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、「6か月ごとに集金人に国民年金保険料を納付していた。当時雇用していた従業員が見ていた。」と申し立てているところ、申立期間の直前であり、申立人の国民年金保険料の納付履歴において、初回の納付に当たる昭和40年4月から同年9月までの分については、同年5月6日に一括して納付した記録が確認できるものの、それ以降44年3月までの間の納付記録は見当たらない。また、市では、申立期間当時、国民年金保険料は3か月ごとの集金であったとしており、申立人の主張と相違している上、当時の従業員の所在が不明であり申立人の保険料納付状況について証言を得ることができない。

一方、申立期間②については、申立人は、地震で被災したことにより、申請免除の手続を行ったと主張しており、手続の方法も具体的に記憶している上、申立人が「半壊」のり災証明書を受けていることも確認できることから、震災後の混乱期にあった申立期間当時において、その手続の処理に不備があった可能性もある。

また、災害救助法の適用を受けた地域の被災者である第一号被保険者は、保険料免除を受けられることとされていた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年2月から同年4月まで

私は、昭和46年10月に国民年金に任意加入して以降、前納も含め、60歳を越えた今も、欠かさず国民年金保険料を納付している。今回、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について納付記録が無いことが分かった。

申立期間については、資格を喪失したり、再取得するような手続を行ったことは無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付し、63歳の現在も任意加入により納付を継続している上、数度に渡る種別変更手続も適切に行うなど、申立人の国民年金への加入意識、納付意識は極めて高いものと考えられる。

また、申立期間（3か月）の前後において、社会保険庁の被保険者原票によれば、申立人は昭和55年2月に強制加入の被保険者資格を喪失し、同年5月に再び強制加入の被保険者となっているが、申立人は当該時期に資格の喪失、再取得手続を行っていないと主張している上、被保険者原票によれば、申立人が同年5月に申立期間を含む期間の国民年金保険料を過年度納付していることも確認できる。このことから、申立人及び社会保険事務所では、その時点で申立期間が資格喪失後の未加入期間であったとの認識が無かったものと推認される上、市の収滞納記録によれば、同年2月の喪失手続について、通常翌月に行われる異動処理が、過年度納付以降の6月に行われ、同年5月の再取得手続についても、異動処理が同様に7月に行われていることから、資格の得喪に係る記録が事後処理されたことうかがえ、申立人が自らの意思で当該期間に係る資格の得喪手続を行ったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年9月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から同年9月まで
② 昭和59年1月から同年3月まで

自宅に来た集金人に妻の分と合わせて二人分の国民年金保険料をまとめて納付していた。妻の納付記録は納付済みになっているにもかかわらず私の分について一部未納となっている期間があり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月及び3か月とそれぞれ短期間であり、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付済みあるいは免除期間であることから、申立人は国民年金について納付意識及び加入意識が高いことがうかがえる。

申立期間①について、市によると、転入してきた月以降の現年度納付書しか発行しないのが原則であるとしながらも、本人から転入月より前の期間に係る納付書発行の希望があった場合には、以前の住所地が同市以外であっても現年度分の納付書を発行していたであろうとしており、申立人が、同市により発行された納付書に基づき申立期間①の国民年金保険料を納付していたとしても不自然ではない。

また、申立期間②について、申立人は、当該期間の国民年金保険料を妻が納付したとしているところ、市の収滞納一覧表によると、夫婦で収納日が若干異なる日が見受けられるものの、夫婦二人とも、申立期間の前後の期間を含め、収納期別ごとに現年度納付していることが確認できることから、申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の前後において生活状況に大きな変化は無く、経済的な問題は無かったことが推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月

私は、平成4年3月末で退職し、5月から再就職をし、厚生年金保険に加入したが、年金に1か月の空白期間が生じることを同僚に教えられ、市役所で相談したところ、「国民年金に加入する必要がある。」との指導を受け、加入手続を行い、国民年金保険料を納めた。ところが、平成18年ごろに社会保険事務所で私の年金記録を確認したところ、この1か月分の国民年金保険料の納付記録が無いことを知らされた。私が国民年金保険料を納付したのはこれまでこの1か月分のみで間違えるはずはなく、納付記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金に加入する必要性を認識し、自宅近くの市役所で、国民年金の加入手続を行い、同ビル内にある銀行の申立人名義の口座から国民年金保険料相当額を現金で引き出し、同銀行の窓口で、納付書により納付したと主張しているところ、申立人の当該銀行口座の預金通帳には、当時の1か月分の保険料額と一致する9,700円が、平成4年6月19日に現金で引き出されていることが記録され、併せて、国民年金に充当した旨の本人のメモ書きが付されていることが確認でき、申立人が申立期間の保険料を納付したものであるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年6月まで

昭和50年3月、子供の入学式に間に合うようにA市に引っ越し、同年4月、同市で国民年金に任意加入した。所持している年金手帳にも同年4月10日に任意加入したことの記載があり、任意で加入しているからには国民年金保険料を支払う前提で手続しているので、申立期間について未納にしているはずがなく、未納とされている記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月に国民年金に任意加入して以降、61年4月に第3号被保険者へ種別変更を行うまでの任意加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付済みである上、この間、58年11月から59年2月までの勤務経歴があるが、当該勤務期間を終えた59年3月には厚生年金保険から国民年金への種別変更手続を適切に行うなど、高い納付意識がうかがえる。

また、申立人は昭和50年3月にA市に転入し、同年4月に国民年金に任意加入して以降、納付書の送付があれば必ず納付していたと主張しているところ、同市役所が管理している当時の台帳から、申立人に係る国民年金手帳記号番号が同年4月に払い出されていることが確認でき、同市では、この場合、昭和50年度当初に当該年度12か月分の納付書をまとめて自宅に郵送していたことから、申立人が12か月分の納付書を受け取っていないながら、申立期間の3か月のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで
② 昭和 35 年 9 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 5 月 1 日から同年 11 月 11 日まで

私は、60 歳になったのを機に、平成 13 年 3 月に社会保険事務所で厚生年金の裁定請求をしたところ、A 社で勤務した昭和 34 年 10 月から 39 年 10 月までの約 5 年間の厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金支給済みとされていた。

当時の勤務先を管轄する社会保険事務所に照会したが、当時の書類は廃棄したと言われ、取り合ってもらえなかった。私は再就職の意思があったから脱退手当金を受給していないのに、支給済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に申立てに係る事業所を退職し脱退手当金を支給されたとする女性の被保険者二人に当時の状況を聴取したところ、両者とも退職時に同社から脱退手当金の説明を受けた覚えは無いとしており、また、脱退手当金の請求については、うち一人は母親が、もう一人は自ら請求したとしていることから、事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

さらに、申立人は、i) 当時から通算年金制度のことを父親に教えられ知っていたとしていること、ii) 申立てに係る事業所を退職した 5 か月後の昭和 40 年 4 月から 45 年 3 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの 59 か月間の国民年金保険料を納付していることから、申立人には年金の加入期間を通算して確保しようとした強い意思がうかがえる。このことから、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日（昭和21年9月1日）及び資格取得日（23年2月1日）に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を、21年9月は90円、同年10月から22年5月までは150円、同年6月から23年1月までは210円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月1日から23年2月1日まで

昭和20年4月にA社に入社し、同年7月に空襲がありました。戦災の整理で会社幹部の家にお手伝いに行ったり、第3工場で加工の仕事をした後、本社に戻って仕事をしました。入社してから27年に退職するまで休むことなく仕事をしていましたので、厚生年金保険の記録に空白期間があるのは納得できません。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、A社において昭和20年4月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、21年9月1日に同資格を喪失後、23年2月1日に同社において再度同資格を取得しており、21年9月から23年1月までの被保険者記録が無い。

しかし、複数の元同僚は、「申立人は申立期間当時も、A社に継続して勤務しており、勤務状況に特段の変化は無かった。」と証言しており、当該複数の元同僚については、いずれも申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年齢で同日に入社した元同僚の社会保険事務所の記録から、昭和21年9月は90円、同年10月から22年5月までは150円、同年6月から23年1月までは210円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年9月から23年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する 20 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における平成 16 年 9 月から 17 年 8 月までの標準報酬月額に係る記録を 20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 9 月 1 日まで

65 歳到達時に社会保険事務所に裁定請求の手続に出向いたところ、A社に勤務していた期間のうち、平成 16 年 9 月から 17 年 8 月までの標準報酬月額が 16 万円となっていた。給与明細書では標準報酬月額 20 万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が社会保険事務所へ提出した健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を見ると、申立人に係る標準報酬月額を平成 16 年 9 月 1 日から 16 万円に決定する届出が行われており、社会保険事務所における申立期間の記録は、届出どおりの記録となっていることが確認できる。

しかし、事業主は、「申立人に係る申立期間の標準報酬月額の計算を誤り、間違った同月額の届出を社会保険事務所に対して行い、その後厚生年金基金の指摘により、同基金に対しては訂正届を提出したものの、社会保険事務所に対しては訂正届を提出しないまま、申立人からは訂正後の標準報酬月額 20 万円で算定した保険料を控除したと思う。」としている。

このことから、申立人は、申立期間において、その主張する 20 万円の標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、A社における申立人に係る賃金台帳を見ると、平成16年9月から17年8月までの厚生年金保険料の控除額は、標準報酬月額が20万円として算定された額であることが確認できる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は上記のとおり標準報酬月額の届出を誤り、保険料は納付していないとしており、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から同年10月1日まで
② 昭和31年4月1日から32年6月22日まで
③ 昭和32年8月10日から33年6月26日まで

社会保険事務所で年金の加入記録を確認したところ、昭和29年4月1日から33年6月26日までの厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済み(34年1月30日支給)との理由で削除されていることが分かったが、私は脱退手当金をもらった記憶が全く無いので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③において勤務していたA社に係る被保険者名簿を見ると、昭和31年6月から36年12月までの期間に退職した女性7人のうち、同組合での厚生年金保険の被保険者資格喪失により脱退手当金が支給された記録となっている者は二人(申立人を含む。)であることが確認でき、申立人は被保険者資格喪失日から約7か月後に支給決定されているものの、他の一人は資格喪失日から2年6か月後に支給決定されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金手帳記号番号払出簿及び申立人の前勤務先であったB社における申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、正しくは「昭和4年a月b日」である申立人の生年月日が「昭和6年c月d日」と誤って記載されている上、A社(申立期間③)の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、正しく記載された生年月日「4年a月b日」を二重線で抹消し、「6年e月f日」に訂正していることが確認できるなど、申立人に係る被保険者記録が適正に管理されていたとは言い難い状況が見られる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日（昭和34年11月18日）及び資格取得日（同年12月15日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月18日から同年12月15日まで

A社では、昭和34年9月1日に入社してから39年4月16日に退社するまでの間、病気で休んだことも無く、もちろん辞めたこともありません。申立期間について厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人と共に働き、同様の仕事をしていた複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間の前後を通じてA社に勤務していたことが確認できる上、当該元同僚からは申立人が「退職した。」「病気で休職していた。」というような証言は一切得られないことから、申立人が同社で申立期間においても継続して勤務していたことがうかがえる。

また、当該元同僚については、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録を確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和34年11月18日）及び資格取得日（同年12月15日）に係る記録を取消し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社において当時の資料が残っておらず、詳細は不明であるが、

事業主から申立人に係る被保険者資格取得届等が提出されていれば、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年6月1日から同年7月31日までの期間については、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA丸（船舶所有者：B氏）における資格取得日に係る記録を昭和43年6月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月31日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年12月26日から36年1月31日まで
: ② 昭和43年6月1日から同年7月31日まで

申立期間①については、C丸（船舶所有者：D氏）に乗船し、船員保険に加入していたはずであるから、船員保険の加入記録が無いというのは納得できない。調査の上、記録を修正してほしい。

申立期間②については、船員保険に加入する約束でA丸（船舶所有者：B氏）に乗船したので、給料から船員保険料を天引きされていたはずだ。調査の上、記録を修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人が所持する船員手帳に、船長としての昭和43年5月10日の雇入公認印が押されていることから、申立てどおり船舶所有者（B氏）に雇い入れられていたことが確認できる。

また、申立人は、船員保険への加入が船長としての雇入れの条件であったとしており、また、当該事業所の船員保険被保険者名簿によれば、船員保険に加入した期間が1か月である者が複数いること、及び船員保険の資格を喪失した翌月に資格取得の届出が行われている者も確認できる上、船長職は船舶所有者、申立人及び後任者の3人であり、後任者の船長がすべて加入して

いることから、事業主が申立人に係る資格取得届の提出を失念したものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の船員手帳の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、船舶所有者の妻は、詳細は不明であるとしているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、船舶所有者から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年6月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①については、申立人が所持する船員手帳に、昭和33年12月26日の雇入公認印が押されていることが確認でき、申立てどおりC丸に乗船していたことは確認できるものの、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書等）は無い。

また、事業所が保存している船員保険被保険者資格取得届の控えによれば、社会保険庁の記録どおりの届出がなされていることが確認できる上、同じ船に乗船していた元船長は、船員保険の加入は必ずしも一律に行われておらず、従業員の意向に沿って届出がされていたと証言している。

さらに、運輸監理部によると、平成17年1月4日以降、雇入手続時に船員保険加入の有無を確認し、加入していなければ雇入れできない取扱いになっているが、申立期間当時は、船員保険の加入が雇入れの必須条件ではなかったとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和43年4月1日にA社に入社し、62年6月30日までの間、同社に継続したが、46年12月1日付けでB工場から本社勤務となった際の厚生年金保険の記録が同年11月30日に被保険者資格を喪失し、翌12月1日に資格取得とされ、厚生年金保険被保険者期間が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員名簿及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人は、同社において昭和43年4月1日から62年6月30日までの間、継続して勤務し（46年12月1日に同社B工場から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたものと思料するものの、申立人の厚生年金保険料を納付したか否かについては、不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和46年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年11月30日を資格喪失日として届け、そ

の結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫厚生年金 事案 411

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年5月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月29日から同年6月4日まで

私は、昭和27年4月1日から63年10月25日まで継続してA社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している申立期間を、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社員台帳及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人は、同社において昭和27年4月1日から63年10月25日までの間、継続して勤務し（48年5月29日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付を確認できる関連資料が保存されていないことから不明であるものの、新任店においては、前任店の資格喪失日を資格取得日とすべきところ、誤った届けを行った可能性もあるとしていることから、事業主が申立人のB支店に係る厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和48年6月4日として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和28年12月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月9日から同年12月12日まで

私は昭和23年4月5日にA社に入社し、59年2月29日に定年退職するまで継続して勤務した。勤務期間の厚生年金保険の記録が欠落している原因は、28年12月に同社B工場からC工場に転勤した際、B工場で11月25日支給の11月分給与から控除されたはずの厚生年金保険料が社会保険事務所に納入されていないことによるものであり、給与からは所得税、市民税、健康保険料及び労働組合費を控除されたので厚生年金保険料だけの徴収漏れはあり得ない。申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元同僚の証言及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から62年9月までの期間及び平成元年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年6月から62年9月まで
② 平成元年1月から同年3月まで

私は、平成元年3月15日に、市役所で転入届と児童扶養手当に係る住所変更の手続を行った。その際、保険年金課の職員に、20歳からの国民年金保険料がすべて未納となっているので納付するようと言われた。保険料額は、元年当時の単価を基に計算されたようで、昭和56年6月から平成元年3月までの94か月分で70数万円と高額であったが、後日、全額を知人に借りて、同市役所の裏手にある社会保険事務所で保険料を納付した。その時、手書きの領収書ももらったが、今は残っていない。国民年金手帳は、その1週間くらい後に郵送されてきた。

平成18年に、社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①の76か月間は未納、申立期間②の3か月間は免除となっていると言われ、一括納付した94か月分のうち納付済みとなっていたのは15か月分（申立期間①と②の間の、昭和62年10月から63年12月まで）だけであった。

一括納付した当時、姉に「7年10か月分、70数万円もの保険料を一括で支払うのはおかしい。」と言われたが、私は、市役所や社会保険事務所の職員を疑うこともなく国民年金保険料を納付したので、保険料を横領されたのだと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年3月15日に市役所で国民年金の加入手続を行い、未納であった申立期間①及び②を含む昭和56年6月から平成元年3月までの国民

年金保険料 70 数万円を一括納付したと申し立てているが、この時点では既に、過去 3 回行われた特例納付の実施期間(第 1 回：昭和 45 年 7 月から 47 年 6 月まで、第 2 回：49 年 1 月から 50 年 12 月まで、第 3 回：53 年 7 月から 55 年 6 月まで)を経過しているため、国民年金制度上、申立内容どおりの一括納付を行うことはできない。また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 63 年 7 月ごろに払い出されていることが確認できるが、この時点においても、上記と同じ理由により特例納付することはできない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から49年3月まで

いつごろかははっきり記憶していないが、市内で店を経営していた母親が、将来年金をもらいたいからと国民年金に加入し、その時に私の国民年金の加入手続もしてくれた。最初のころは、過去の国民年金保険料をさかのぼって郵便局で納付した。母親が保険料を出してくれて、私が振り込みに行った。その保険料は分割して納付し、1回につき2万円くらいだったと思うが、合計でどれくらいの金額であったかは覚えていない。その後は、集金人に保険料を納付するようになった。

国民年金の繰上げ請求時に申立期間の国民年金保険料が未納となっていたことを知り、社会保険事務所に行ったが、市役所に行くように言われたのであきらめていた。

しかし、母親は私の国民年金保険料も払うと言ってくれていたし、私は、確かに二人分の保険料を一緒に郵便局で納付したので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、昭和50年1月ごろ、国民年金の加入手続を行った際、同時に申立人の年金加入手続も行った。また、母親は、自身の国民年金の支給要件を満たすために41年4月以降の未納保険料を納付する必要があったので、同月以降の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付（以下「特例納付等」という。）を行った。

上記事情の下で、申立人は、母親が、同じ期間について、申立人の未納保険料も特例納付したと主張し、記録の訂正を求めている。

しかし、①母親は年金を受給するために特例納付等を行う必要があったのに対し、申立人にはその必要が無かったこと、②母親は約8万円の国民年金保険料を一括納付せず、約2万円を分割して払っており、申立人の分まで特例納付等を行う余裕があったとは推認できないこと、③申立人の分も納付していたとすれば約16万円を必要とし、約2万円を分割納付すれば8回にわたって納付しなければならないが、母親に頼まれて納付した申立人には、そのように多数回にわたって納付した記憶が無いこと等の事実が認められ、これらの事実から判断すると、申立人の母親が申立人の未納保険料まで特例納付等を行ったとは

認め難い。

また、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から51年3月まで

私は、昭和44年4月に事業所を退職後、国民年金に加入しておらず、夫も国民年金保険料を納付していなかった。47年ごろから何度も国民年金保険料の支払を勧奨する葉書が来ていたので、50年秋ごろ、電話で未納額を照会したところ、これまでの未納期間をさかのぼって保険料を納付できると教えられた。ただし、分割払はできないと言われたので、未納期間が長いいため納付すべき保険料が多額になってしまった夫の分の納付はあきらめ、私の分だけ一括して約10万円を納付した。

私が58歳の時(平成17年)に国民年金保険料の納付記録を見て未納期間があることに気付いたが、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年8月11日に払い出されており、このことは、市の収滞納一覧表において、申立人が同年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を同年8月30日に納付している記録があることから確認できる。

また、申立人が、その主張どおり、昭和50年秋ごろに申立期間の国民年金保険料を一括して納付したとすれば、49年1月から50年12月までの間に実施された第2回特例納付によることとなり、当該特例納付を行うためには、その時点で上記の国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、これをうかがわせる事情は無い上、申立人も、現在所持する国民年金手帳のほかに手帳をもらった記憶は無いとしている。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、また申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から48年12月までの期間及び49年12月から50年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から48年12月まで
② 昭和49年12月から50年2月まで

私は、昭和54年に特例納付の制度があることを知り、市役所で国民年金の加入手続をし、過去の未納期間(36年4月から37年9月までの期間、申立期間①及び②)に係る国民年金保険料を駅前の銀行か郵便局で一括納付した。加入手続も保険料の納付も妻が行ったが、私は、特例納付した保険料が45万円くらいだったと記憶している。

平成19年9月に、市役所及び社会保険事務所に照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納であると回答されたが、私は確かにその期間の保険料を特例納付したので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が納付したとする第3回目の特例納付(実施期間は昭和53年7月から55年6月まで、月額保険料4,000円)による国民年金保険料の総額は62万4,000円となり、申立人の記憶する約45万円と大きく相違する。

また、申立期間よりも前の、昭和36年4月から37年3月までの12か月分の国民年金保険料については、特例納付したことを示す領収書があるものの、申立期間については領収書が無い。

さらに、申立人は、昭和54年に市役所で国民年金の加入手続をし、近所の金融機関で、申立期間を含む過去の未納期間に係る国民年金保険料を一括納付したとしているが、上記12か月分の保険料は、同年7月に転居した市内で特例納付されており、納付場所の記憶についても確たるものではない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から47年3月まで

私は、昭和42年5月に会社を退職し、個人事業を始めた後、集金人に対して国民年金保険料を妻の分と併せて納めていたと記憶している。納めたはずの国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を夫婦二人分併せて集金人に納付したとしているが、申立期間における妻の納付記録についても未納となっている。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は昭和47年10月16日に連番で払い出されており、市の収滞納記録でも昭和47年度に新規で国民年金被保険者資格を取得したことが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人には国民年金保険料をさかのぼって納付したことについて具体的な記憶も無いことから、申立人は47年度以降から保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から58年12月までの期間及び60年4月から61年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年6月から58年12月まで
② 昭和60年4月から61年6月まで

私は、1年を超えるような期間、国民年金保険料を未納としたことは無かったはずであり、昭和57年6月から58年12月までの期間及び60年4月から61年6月までの期間の保険料については、役所から送付されてきた納付書により、毎月、当時のA銀行で納付していたのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

また、市の資料によると、申立人は、昭和53年度第3期（10月から12月）の国民年金保険料から口座振替による納付を行っていたことがうかがえ、その後、54年ごろから、申立期間を含め、残高不足とみられる口座振替不能が散見されるところ、申立人は、「役所から送付されてきた納付書により、毎月納付していた。」と主張しているが、市及び社会保険事務所から送付された納付書（現年度、過年度）により納付している記録を一部の期間で確認できるものの、定期的かつ連続的に納付していたとする事情までにはうかがうことができないことから、申立期間の保険料を現年度又は過年度納付書によりすべて納付していたものとは認め難い。

さらに、申立人は、申立期間以外にも国民年金保険料の未納が散見され、尼崎市及び社会保険庁の記録もすべて一致していることから、事務処理上の誤りがあったとは考えにくく、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

夫は、平成20年1月に亡くなっているため、代理として妻である私が申し立てている。

昭和36年4月から、同じ町内の方が、自治会か婦人会の依頼により、1か月ごと又は3か月ごとに集金に来ていて、私は、自分と夫の国民年金保険料を納めていた。

保険料の集金の際、領収書を求めると、集金人は「市役所からまとめて発行されるので、全部をまとめて渡す。」と言ったので、その言葉を信用していた。しかし、その後も領収書を渡されないため、市役所に問い合わせたところ、「台帳には昭和40年からしか保険料を納めた記録が無い。」と言われた。

町内は、商業地域ということもあり、有限会社が多く、国民年金の保険料を納めている人は少なかった。その後、商売をやめて他所へ転居した人や、既に亡くなった人が多く、今は、古くからの住人はほとんどいないので当時の状況を聞くことができないが、私は最初から夫婦二人分の保険料を納めていた。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和41年11月15日に夫婦連番で払い出されたことが確認できる。申立人の妻は特例納付を行った記憶が無いとしていることから、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当初ごろに別の国民年金手帳記号番号の払出し

を受けていることが必要である。しかしながら、申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付したとしているが、申立人の妻が所持する領収書を見ると、申立期間直後の昭和40年4月から42年3月までの24か月分の保険料を、集金人によらず、納付書により同年7月31日に過年度納付していることが確認できる。なお、申立人が所持する国民年金手帳の検認印から、集金人への保険料の納付は、44年9月分から3か月ごとに行っていることが確認できる。

さらに、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料について150円という金額を印象深く覚えているとしているが、申立期間における月額保険料は申立人夫婦いずれについても100円である。月額150円のコ額は、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できる昭和41年11月当時における申立人に係る保険料月額と一致することから、申立人夫婦は、この時に初めて国民年金に加入したものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和36年4月から、同じ町内の方が、自治会か婦人会の依頼により、1か月ごと又は3か月ごとに集金に来ていて、私は、自分と夫の国民年金保険料を納めていた。

保険料の集金の際、領収書を求めると、集金人は「市役所からまとめて発行されるので、全部をまとめて渡す。」と言ったので、その言葉を信用していた。しかし、その後も領収書を渡されないので、市役所に問い合わせたところ、「台帳には昭和40年からしか保険料を納めた記録が無い。」と言われた。

町内は、商業地域ということもあり、有限会社が多く、国民年金の保険料を納めている人は少なかった。その後、商売をやめて他所へ転居した人や、既に亡くなった人が多く、今は、古くからの住人はほとんどいないので当時の状況を聞くことができないが、私は最初から夫婦二人分の保険料を納めていた。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和41年11月15日に夫婦連番で払い出されたことが確認でき、申立人は、同じ番号が記載された国民年金手帳及び年金手帳を合計3冊所持している。申立人は特例納付を行った記憶が無いとしていることから、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当初ごろに別の国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが必要である。しかしながら、申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたとし

ているが、申立人が所持する領収書を見ると、申立期間直後の昭和40年4月から42年3月までの24か月分の保険料を、集金人によらず、納付書により同年7月31日に過年度納付していることが確認できる。なお、申立人が所持する国民年金手帳の検認印から、集金人への保険料の納付は、44年9月分から3か月ごとに行っていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について150円という金額を印象深く覚えているとしているが、申立期間における月額保険料は申立人夫婦いずれについても100円である。月額150円の金額は、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できる昭和41年11月当時における夫に係る保険料月額と一致することから、申立人夫婦は、この時に初めて国民年金に加入したものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から48年3月まで

昭和43年2月ごろ、母親が、役所又は店（自宅）で、私の国民年金加入手続きを行ってくれた。当時、実家は店を経営しており、毎月店に集金人がやって来て、母親が家族分の国民年金保険料を納付していた。一緒に保険料を支払っていた両親については未納期間が無いのに、私だけ未納期間があることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号の払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年12月に払い出されていることが確認できる上、市の収滞納記録によれば、申立人の昭和48年度分の国民年金保険料については、母親の保険料が同時期において集金人を通じて期別に納付されている一方で、49年4月1日に一括納付されていることが確認できることから、このころに加入手続きが行われたものと推認され、この時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間となる。

さらに、申立人について、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、同年5月及び同年6月、41年8月から42年1月までの期間並びに43年1月から44年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年5月及び同年6月
③ 昭和41年8月から42年1月まで
④ 昭和43年1月から44年12月まで

申立期間の国民年金保険料について、市役所支所から納付するよう通知が届いたので、私の妻がさかのぼって当該期間の保険料を同支所にて納付した。納付した時期は定かではないが、妻が納付したのは間違い無いのでしっかり調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の国民年金被保険者原票及び市の収滞納記録により、申立人及びその妻は、昭和53年1月10日から同年4月4日までの間に、申立人の45年1月から50年3月までの期間及び申立人の妻の50年4月から52年12月までの期間の国民年金保険料(合計8万6,100円)を納付していることが確認できるものの、申立期間について保険料を納付したとする記録は確認できない上、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人及びさかのぼって国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、納付した時期や金額を記憶しておらず、申立期間に関する保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間のうち、昭和41年8月から42年1月までの期間及び43年1月から44年3月までの期間については、申立人が所持する年金手帳の国

民年金の記録、社会保険庁の国民年金被保険者原票及び市の国民年金被保険者名簿の記録のいずれにおいても、申立人は国民年金の被保険者とはされておらず、当該期間に係る納付書が発行されることは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 9 日から同年 8 月 26 日まで
② 昭和 40 年 8 月 26 日から 44 年 3 月 20 日まで

私は、結婚を契機に当時勤めていたA社を退職したが、給与から厚生年金保険料が控除されており、退職時に脱退手当金の請求をしていないので、将来年金として受給できると思っていた。

社会保険庁の記録によると、申立期間に係る脱退手当金を受給したことになるっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、A社を退職して約5か月半後の昭和44年9月5日に支給決定された旨の記載が確認できる上、支給額に計算上の誤りは無く、同社に勤める前に勤務していたB社に係る脱退手当金についても併せて支給されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、A社の退職後、国民年金の加入手続を行っておらず、年金の加入期間を通算して確保しようとした意思はうかがえず、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 414

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 8 月 1 日から 22 年 9 月 30 日まで
昭和 17 年 8 月から 22 年 9 月までの厚生年金保険の被保険者期間について、照会申出書を社会保険事務所へ提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答をもらった。

しかし、私には脱退手当金もらった記憶が全く無く、同時に就職した同級生が脱退手当金支給の手続をしていないので、私だけがそのようなことをしたというのは納得できないので申立てをした。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立てに係る事業所の被保険者名簿において、昭和 22 年 9 月 1 日から 23 年 8 月 30 日までに被保険者の資格を喪失し、脱退手当金の支給要件を満たしている 10 人について調査をしたところ、当該事業所での脱退手当金の受給記録がある者が 9 人おり、その全員が資格喪失日から 4 か月以内に支給決定されていることが確認できる。

また、脱退手当金の受給記録がある 9 人のうち、昭和 22 年 9 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が申立人を含め 6 人おり、同年 10 月 31 日に支給決定されている申立人を除くすべての者が同年 10 月 30 日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人を含む 5 人が解雇による資格喪失であることが確認できることから、申立てに係る事業所においては、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていたものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 1 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月ごろから 39 年 8 月ごろまで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤めていた期間の記録が無かった。同事業所で同じように勤務していた元同僚は厚生年金保険の被保険者となっていると聞いている。私がA社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 8 月ごろから 39 年 8 月ごろまでA社で勤務していたと主張しているところ、申立人がA社を退職後に勤務したB社の人事記録によれば、A社における勤務期間は 37 年 10 月から 38 年 12 月までとなっており、申立人の主張と相違している上、同社における複数の元同僚は、申立人のことを覚えているが、勤務期間については覚えていないとしており、申立人が同社で勤務していたと推認されるものの、勤務期間については明確ではない。

さらに、申立期間当時A社に在籍していた元従業員二人は「同社では長い試用期間（6か月程度）があり、その間は保険料を控除されていなかった。」、他の従業員一人は、「厚生年金保険に入るかどうかは本人の希望であったため、自分自身は当初、厚生年金保険と健康保険に加入しておらず、後から加入したが、健康保険に加入する前は国民健康保険に加入していた。」と証言している。

加えて、申立人及び複数の元従業員が申立期間当時にA社で事務担当責任者であったとする元同僚（故人）についても同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 39 年 7 月であることが確認できる上、社会保険事務所における同社に係る被保険者原票の記録では、申立期間を含む 37 年 7 月から 39 年 11 月までの期間に欠番は無いことが確認できることから、事業主はすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、加入させていなかった

た者からは保険料を控除していなかったと考えられる。

このほか、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを明確に記憶していない上、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月から25年9月まで
② 昭和25年12月から27年2月まで
③ 昭和27年8月から28年3月まで
④ 昭和28年4月から32年5月まで

社会保険事務所の記録では、A社（申立期間①）、B社（申立期間②）、C社（申立期間③）及びD社（申立期間④）に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

同僚の名前、仕事の内容等を記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、中学校を卒業してすぐに学校の推薦で友人一人と一緒にA社に就職したとしているが、社会保険事務所における同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人及び当該友人の名前は無い。

また、申立人が元同僚とする者については、申立期間当時にA社における厚生年金保険被保険者期間があることから、申立人が同社に勤務していたことは推認されるものの、当該元同僚（一人は既に故人）からは証言を得ることができない上、同社に申立期間当時勤務していた元従業員は、申立人のことを覚えていないとしており、申立人の勤務期間が明確ではない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社は平成16年3月30日に全喪となっており、当時の事業主は死亡しており証言を得ることができない上、その後の事業主（死亡した先の事業主の娘）は、申立期間当時は会社の経営に関与しておらず、当時の関係資料も残っていないとしているため、当時の状況を確認することができない。

2 申立期間②については、社会保険事務所の記録では、申立期間当時にB社

が厚生年金保険適用事業所であったとする記録は無い。

また、元同僚一人（経営者の甥）は、「B社は、申立期間当時は個人事業所であったため、法人登記をしておらず、従業員はすべて厚生年金保険には加入していなかった。」としており、申立期間当時に勤務していた他の従業員二人も同様に「厚生年金保険の保険料を控除されていた記憶は無い。」と証言している。

- 3 申立期間③については、申立人は、E市に所在するC社に勤務していたと主張しているが、同社の所在地及び同僚などについての申立人の記憶はあいまいであり、勤務状況が明確ではない。

また、社会保険事務所の記録では、C社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無く、商業登記も無い上、E市役所、同市卸売市場及び卸協同組合においても同社に係る記録は確認できず、申立期間当時から営業している同業者も同社があったかどうかは覚えていないとしているため、当時の状況を確認することができない。

- 4 申立期間④については、D社の事業主は、「元従業員に確認したところ、申立人が同社に在籍していたことについては認めることができるが、厚生年金保険の加入については、当時の関係資料がすべて処分されているため確認できない。」としている上、申立期間当時の同社の元従業員二人は申立人のことを覚えていないとしており、申立人の勤務期間が明確ではない。

また、社会保険事務所の記録により、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年3月20日であることが確認できることから、申立期間のうち、同日以前である28年4月から29年2月までについては、同社は適用事業所となっていない期間である。

さらに、申立人がD社で同僚であったとする12人のうち4人については、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年3月20日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、一人については申立期間以降の37年12月1日に同社で同資格を取得していることが確認でき、他の7人は同社における厚生年金保険被保険者資格が確認できないことから、申立期間当時、事業主は、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、加入させていなかった者からは保険料を控除していなかったと推認される。

- 5 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、申立人が当該期間において申立てに係る事業所に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたことを推認できる周辺事情は見当たらない。

- 6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 11 日から 39 年 2 月 29 日まで

私は、昭和 35 年 3 月 11 日から 39 年 2 月 28 日までの間、A社に勤め、退職時に脱退手当金を請求した記憶は無いが、社会保険庁の記録によると、脱退手当金を受給したとされており、納得できない。

脱退手当金を支給したとされる日は、私は新婚旅行中であり、受け取ることはできないので、きちんと調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社によると、事業所として脱退手当金の代理請求を行うことは無かったが、従業員が退職するに際しては、脱退手当金についての説明を行い、退職後に担当者が必要事項を記載した脱退手当金の裁定請求書を送付していたとしている。

また、A社に係る社会保険庁の記録において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した女性従業員のうち 50 人について調査したところ、脱退手当金の受給資格を満たしている 48 人のうち、申立人を含む 37 人に脱退手当金を支給した旨の記録があり、そのうち一人を除く 36 人が退職から 5 か月以内に支給されていることが確認できる。

さらに、申立人に係る申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 39 年 5 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、そのほか申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 26 日から 33 年 9 月 30 日まで

私は、昭和 16 年 4 月に A 社に就職したが、19 年 3 月に入隊、22 年 4 月に復員、23 年 1 月に復職し、同年 11 月に株式会社に組織変更した同社の代表取締役役に就任した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているということだが、その間も代表取締役として継続勤務していたので、欠落しているということはありません。欠落した期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

法人登記簿謄本及び元従業員の証言から判断すると、申立人は、申立期間当時、A 社の代表取締役として同社に勤務していたことは認められるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い。

また、社会保険事務所に保管されている A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和 32 年 4 月 25 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、別の健康保険番号で 33 年 10 月 1 日に同社における被保険者資格を再取得しており、申立期間における当該名簿の健康保険番号に欠番は無い上、社会保険庁が保管している申立人に係る被保険者台帳における資格喪失日欄の記録も 32 年 4 月 25 日であることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然さはみられない。

さらに、A 社における当時の事務担当者は既に亡くなっており、別の元従業員に照会したものの、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる証言を得ることができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について推認できる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から36年3月まで

私は、尋常高等小学校卒業後の昭和22年4月から近くのA社に入社し、25年4月ごろから36年3月ごろまで厚生年金保険料を1か月約4円給与から控除されていました。

申立期間当時、私も若かったので年金のことをあまり気にしておらず、7年前に家を建て替えた時、A社に勤めていた時の給与明細書は処分してしまい証明するものがありませんが、納得できないため、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和25年4月ごろから厚生年金保険料を1か月4円控除されていたとしているが、同年4月当時の厚生年金保険料の最低額(給与からの控除額)は94円であり、申立人の主張する金額と大きな相違がある。

また、社会保険事務所の記録では、A社は昭和20年3月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、それ以後の期間に厚生年金保険の適用事業所であった記録は無い。

さらに、申立人がA社における同僚であったとする二人(一人は昭和20年10月ごろに同社に入社、他の一人は29年ごろに入社したとしている。)の証言によると、同社は35年の夏ごろに倒産しており、倒産するまでの勤務期間中に厚生年金保険に加入し、事業主により厚生年金保険料を控除されていた記憶は無いとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 420

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 2 日から同年 10 月 2 日まで
昭和 36 年 5 月 2 日にA社に入社し、社長と車でセールスに行っていました。同社を退職時に厚生年金保険被保険者証を受け取り、その後入社したB社に提出しましたが、後日確認したところ、A社に入社後の5か月間が厚生年金保険の被保険者期間として漏れていたため訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な申立内容並びに当時の社長及び元同僚の証言から、申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、事業主は申立期間当時の人事記録等を保管しておらず、申立人に係る勤務期間や厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

また、申立期間当時にA社に勤務していた元同僚二人については、本人が記憶している入社日と厚生年金保険の資格取得日が2か月から3か月程度相違していることが確認できる上、事業主は、「申立期間当時は短期間で退職する者が多かったため、試用期間のようなものを設け、定着状況を見ながら厚生年金保険に加入させていたと思う。また、当時は法人組織になったばかりで管理が十分ではなかった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 421

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年から22年8月まで

私は、昭和16年に当時の満州国にあるA社に入社し、同年12月に寮の指導員となり、22年8月2日にB港に上陸するまでA社の従業員であったことは間違い無いので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

また、申立人がA社において在籍していたとする同僚の所在は不明であり、当時の状況をうかがうこともできない。

さらに、申立人は旧満州国に所在するA社で勤務していたとしているところ、昭和17年6月1日に施行された労働者年金保険、及びこれを引き継ぎ改正された厚生年金保険が適用される区域は「内地」である日本国内であり、「外地」である旧満州国には適用されなかったことから、申立人が勤務していたとするA社については、厚生年金保険の適用がなかったと判断できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 52 年 3 月まで

主人は大学卒業後、A社へ就職、昭和 48 年 4 月にはB社へ転職し、52 年 3 月には退職して実家に戻り、平成 9 年に亡くなりました。後にB社に勤務していた時の源泉徴収票が出てきたが、社会保険料の控除額が多く、厚生年金保険に加入していたと考えられるので調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が提出している源泉徴収票により、申立人が申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたことは確認できるが、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できない。

また、申立人の妻から提出された源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額と、給料の総支給額から推定できる社会保険料控除額を比較すると、標準報酬月額を低く見積もって計算しても、両方の金額にはかなりのかい離が生じ、源泉徴収票の社会保険料控除欄に記載された金額に、申立期間に係る厚生年金保険料が含まれていることを推測することができない。(源泉徴収票に記載された金額の約 2 倍の金額が必要額となる。)

一方、申立人については、申立期間中の昭和 48 年 6 月 1 日にC市で国民年金被保険者資格を取得し、52 年 10 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できることから、記載されている社会保険料控除額は、国民年金保険料額及び国民健康保険料額であるとも推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。